

第4編 その他編

第1部 富士山噴火降灰対策

第2部 大規模事故対策

第1部 富士山噴火降灰対策

総則

第1 富士山噴火降灰対策の方針

- 本対策は、東京都が定めた火山対策のうち、富士山降灰対策の推進を目的とした実施方針を定め、区民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。
- 区として実施すべき措置事項を以下の構成でまとめる。

図表1-1 火山噴火降灰対策の主な内容

構成	主な内容
総則	富士山噴火降灰対策の方針、富士山の現況等、富士山の被害想定
予防対策	区災害対策本部の組織、火山観測体制、降灰時の対応行動の周知
応急・復旧対策	災害時対応体制の確保、情報の収集・伝達、応援協力・派遣要請、警備・交通規制、避難、救援・救護、交通機関の応急・復旧対策、ライフライン等の応急・復旧対策、宅地の降灰対策、火山灰の収集および処分

- ① 富士山が噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害が生じるおそれがある。区においても降灰の被害が予想されているため、富士山降灰対策について、対策を講じる必要がある。
- ② 区近辺の活火山においては浅間山や箱根山等があるが、平成29年10月時点で、いずれの火山も富士山を上回る降灰被害予測は出されていないため、最大の降灰被害が想定される富士山を基本として、他の火山噴火による降灰対策についても、本対策によるものとする。
- ③ 降灰の影響をあらかじめ予測して地域全体で火山災害に取組み、想定される健康被害、交通被害、ライフライン被害とその対策について定め、災害を軽減するための災害予防計画を作成する。
- ④ 降灰被害発生時の降灰情報の伝達、各防災機関の情報連絡体制、被害状況の把握、広報等について定め、円滑な応急・復旧対策活動を実施する。

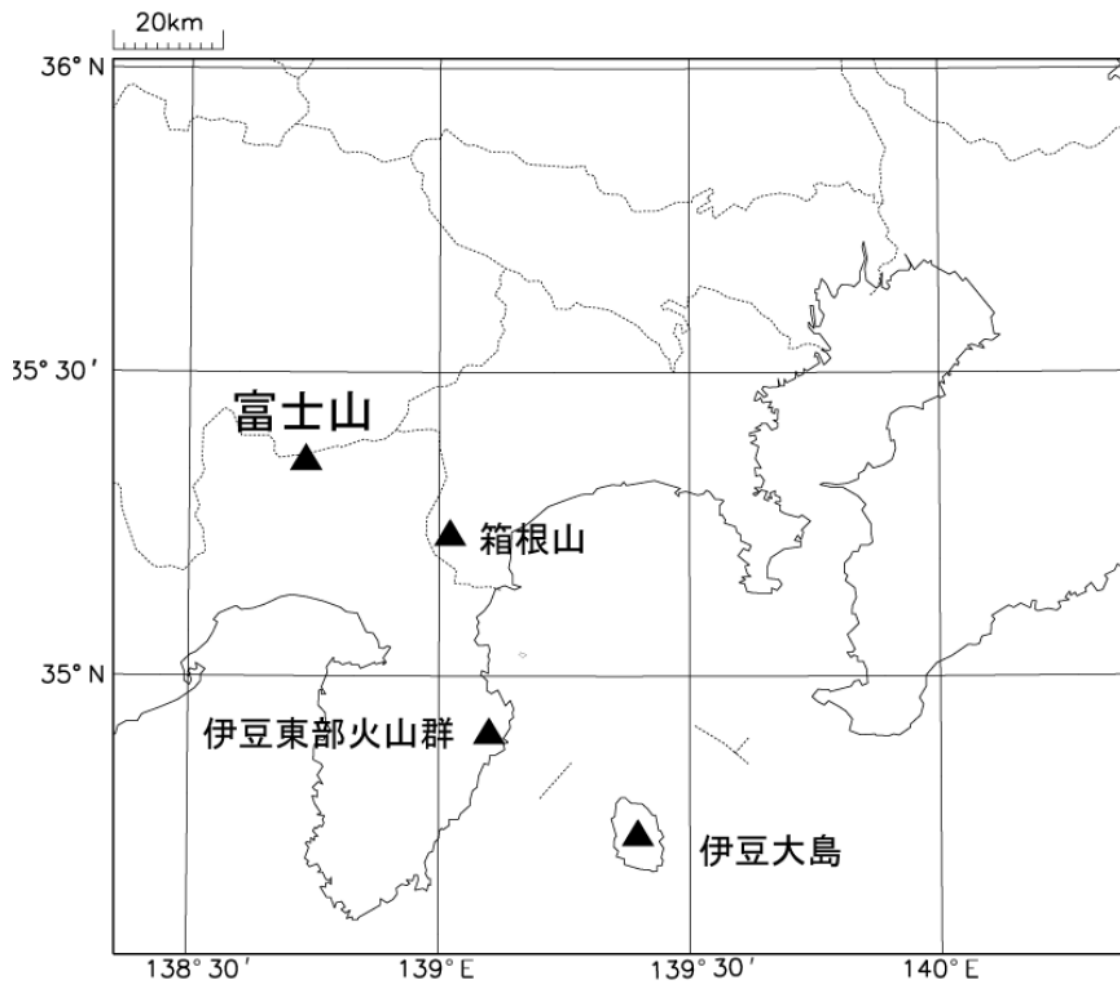
第2 富士山の現況等

1 富士山の概要

- ① 富士山は、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に、静岡県及び山梨県の二県にまたがって位置しており、富士火山帯に属する玄武岩質の成層火山である。

- ② 我が国に 110 存在する活火山の一つであり、活動度はランク B(100 年活動度または 1 万年活動度が高い活火山)とされている。
- ③ 標高は 3,776m で我が国の最高峰であり、山体の体積は約 500 km³で我が国の陸域で最大の火山である。
- ④ 山腹斜面の勾配は、標高 1,000m 以下では 10 度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは 40 度近くとなっている。
- ⑤ 都内からは、丹沢山地の後背に山頂部を望むことができ、都内各所に富士見坂などの地名が残っている。富士山山頂火口から品川区役所までの距離は約 115 kmとなっている。

図表 1-2 近隣の活火山



2 国による検討

(1) 富士山火山協議会

- ① 仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害や影響が生じるおそれがあるため、平成13年7月に、国、関係する県及び市町村により「富士山火山防災協議会」が設立され、火山防災対策の確立のため、平成16年6月に富士山ハザードマップが作成された。
- ② 富士山ハザードマップの作成においては、過去3,200年間の噴火活動の実績を踏まえて、火口範囲の想定、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、降灰、噴石、土石流といった各現象について数値シミュレーション等により到達範囲等が求められた。
- ③ 平成16年6月には、同協議会において、同ハザードマップを基に、国、県、市町村が役割分担を明確にした上で互いに協働して行う広域的な防災対策、ならびに富士山が日本でも有数の観光資源であることに配慮した防災対策について具体的な検討を行うこととなり、平成17年9月に「富士山火山広域防災対策」としてとりまとめられ、中央防災会議に報告された。

(2) 富士山の噴火に伴う被害

富士山の噴火に伴う被害として想定されたものには、次のようなものがある。

火山活動に起因する現象	溶岩流、噴石、降灰、火砕流、火砕サージ、水蒸気爆発、岩屑なだれ、融雪型火山泥流、噴火に伴う土石流、噴火に伴う洪水、火山性地震(地殻変動)、津波、空振、火山ガス
火山活動に起因しない現象	斜面表層崩壊、豪雨等に伴う土石流、豪雨等に伴う洪水、雪泥流、岩屑なだれ、落石

第3 富士山の被害想定

1 噴火による被害想定

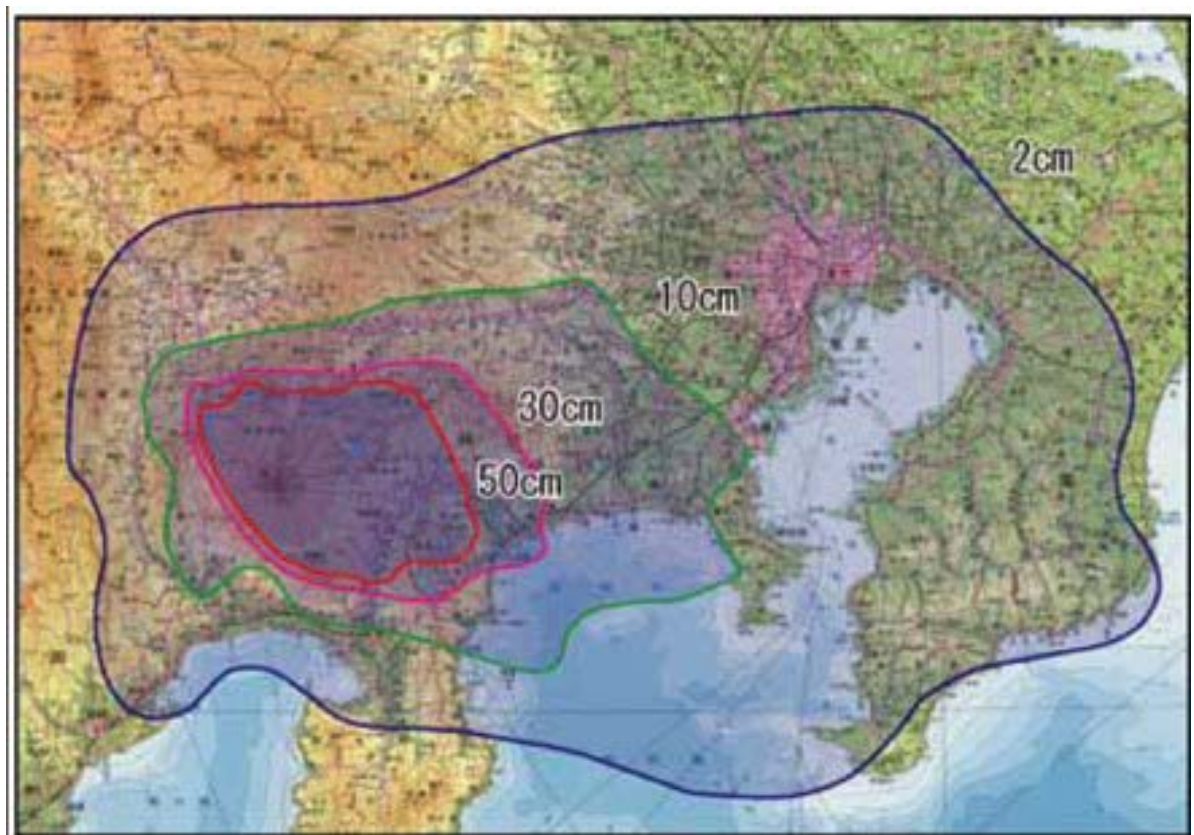
(1) 被害想定

本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成16年6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とする。品川区は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流や火砕流などの被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する影響が想定される。なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。

図表 1 - 3 噴火の規模と概要

	内容	
噴火の規模等	規模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16日間
	時期	① 雨期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	品川区 2～10cm程度 (八王子市および町田市の一部10cm程度、その他の地域2～10cm程度)	
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨などに伴うもの	洪水、泥流、土石流にともなう人的・物的被害

図表 1 - 4 首都圏の想定降灰量



出典 富士山火山広域防災対策基本方針より

2 火山灰による被害

(1) 火山灰の特徴

- ① 火山灰とは火山岩が粉々になった細かい粒子（直径2 mm以下のもの）のことである。
- ② 火山灰が生じるのは、火山が爆発するときや、高温の岩なだれが火山の山腹を流れおちるとき、赤熱した液状の溶岩がしぶきになって飛び散るときなどである。
- ③ 火山灰の外見は、火山のタイプや噴火の仕方によって異なり、明るい灰色から黒色のものまで様々である。
- ④ 大きさも様々であり、小石のようなものから化粧用パウダーと同じくらい細かいものまである。
- ⑤ 空中を浮遊する火山灰は太陽光をさえぎり、視界を悪くする。そのため、昼間なのに真っ暗になるということもある。

図表 1－5 降灰の特徴および課題

項目	留意すべき特徴、対応上の課題
発生条件	・ 高い噴煙柱が形成された場合に大量降灰となる。
発生時間	・ 噴火が始まってから降灰が降り積もるまで時間的余裕がある。
危険性	・ 直接死傷する危険性はほとんどない。
	・ 火口周辺や風下など、高温の火山灰・火山れきが大量につもる場合は、木造家屋が火災を起こす危険性がある。
	・ 体育館などの避難所でも降灰の重量で被害を受けるものがある。
	・ 降灰中の屋外作業は転倒・車両走行不能・交通事故の危険性がある。
	・ 降灰により道路上で車両が立ち往生した場合にはその後の道路確保を困難にする。
	・ 交通機関が広域的に停止し、停電・信号故障が発生する可能性もあり、救援活動も停滞する。灰粒子浮遊により、航空機は飛べなくなる。
	・ 交通支障により、生活物資の搬送が行えなくなる。
	・ 東京などでも大量の帰宅困難者が発生する。
	・ 経済活動に広域的かつ甚大な影響を与える。
	・ 健康被害（気管支など）が多数発生する。
	・ 積もった降灰から火山ガスが発生する場合があります、風通しの悪い場所では火山ガス中毒の危険性もある。
	・ 降灰によって発生した土石流などによって流出した土砂が河床上昇を引き起こし、洪水氾濫の危険性が増大する。
	・ 土石流・浸水被害が続く。
範囲	・ 大量の降灰は高層風によって運ばれるため、大量降灰域は東方を中心とする可能性が高い。
	・ きわめて広範囲（南関東一帯）に降灰があるため、降灰域外への避難は不可能
対応	・ 30cm 以上堆積すると建物に被害が出る可能性があるが、降灰の休止中に灰下ろしができれば被害を免れる。
復旧	・ 道路確保や市街地の復旧、河床上昇対策に多大な除灰作業が必要となる。

図表 1－6 被害の想定

降灰量 (積もった厚さ)	規模	想定される被害など	対処法
64cm	極めて大量	60%の木造家屋が全壊	堅固な建物に 避難
50cm		30%の木造家屋が全壊	
32cm		降雨時、30%の木造家屋が全壊	
30cm	大量	降雨時、木造家屋が全壊するおそれあり	危険があれば 避難
10cm	極めて多量	降雨時、土石流が発生	屋内退避
5 cm		道路が通行不能	
2 cm		何らかの健康被害が発生するおそれあり	
1 mm以上	多量	車の運転は控える。	外出を控えて 窓を閉めるか マスクなどで 防護
1 mm未満	やや多量	車は徐行運転となる。	
0.1mm未満	少量	車のフロントガラスに灰が積もる。	

出典：富士山火山防災対策協議会

(2) 健康被害

ア 呼吸器系の影響

噴火によっては、火山灰粒子が非常に細かく、呼吸によって肺の奥深くにまで入ることもある。大量の火山灰にさらされると、健康な人でも咳の増加や炎症などを伴う胸の不快感を感じる。一般的な急性（短期間）の症状は次のとおり。

- ・鼻の炎症と鼻水。
- ・のどの炎症と痛み。乾いた咳を伴うこともある。
- ・呼吸器系の基礎疾患がある人は、火山灰を浴びた後、数日続く気管支のひどい炎症（空せき、たん、ぜーぜーとした呼吸、息切れ）を引き起こす可能性がある。
- ・ぜんそくまたは気管支炎の患者における気道の刺激
- ・息苦しくなる。

イ 目の症状

火山灰のかけらによって、目に痛みを伴う角膜のひっかき傷や結膜炎が生じる。コンタクトレンズ着用者は、特にこの問題が大きい。一般的な症状は以下のとおり。

- ・目の異物感
- ・目の痛み、かゆみ、充血
- ・ねばねばした目やに、涙

ウ 皮膚への刺激

火山灰が酸性の被膜に覆われている場合、皮膚に炎症を起こす場合がある。
その他、皮膚に痛みや腫れ、ひっかき傷からの二次感染などが起きる場合がある。

(3) 交通被害

- ① 空中を浮遊する火山灰によって視界が悪くなり、交通事故が起きやすくなる。
- ② 火山灰が薄く積もった路面は、湿っていても乾いていても非常に滑りやすく、ブレーキが利きにくくなる。
- ③ 火山灰が厚く積もると道路が通行不能になる。

(4) ライフライン被害

降灰によって停電が起きる可能性がある。また、湿った火山灰には導電性があるので、電源供給装置等を使用する場合等に、感電する可能性がある。

(5) 建物被害

火山灰の重みによって屋根が崩落することがある。特に、屋根を清掃する際に人の重みが加わり、崩落する危険性が高い。

(6) 給水被害

- ① 水の汚濁や給水装置の遮断・破損が起きる可能性がある。
- ② 小規模でふたのない給水施設は特に火山灰に弱く、少量の火山灰でも給水に支障をきたす。
- ③ 火山灰が給水施設に入った場合、有毒である危険性は低いですが、酸性度が強くなったり、塩素による殺菌効果が弱くなったりする可能性がある。
- ④ 清掃用の水需要が増加して、水不足になる可能性がある。

出典：防災科学技術研究所「火山灰の健康被害 地域住民のためのしおり」

予防対策

富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても、社会的影響が大きい。ここでは、降灰の影響をあらかじめ予測し、災害の発生をできるだけ軽減するために、火山災害の特性や影響を踏まえて区として実施すべき対策を述べる。対策の実行に当たっては、各防災機関等との連携のみならず、防災区民組織、あるいは、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体同士の繋がりを育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった地域体制を構築、維持していくものとする。

第1 区災害対策本部の組織

- 区長は、法令、東京都地域防災計画、本計画の定めるところにより、各防災機関および他自治体などの協力を得て応急対策を実施する。
- このため、必要があると認めたときは、品川区災害対策本部（以下「本部」という）を設置する。本部の組織および運営は、災害対策基本法、品川区災害対策本部条例（以下「本部条例」という）、品川区災害対策本部条例施行規則（以下「本部条例施行規則」という）の定めるところによる。
- 本部の組織は、本部条例および本部条例施行規則に定めるところによる。
- その他、本部職員の初動および活動態勢、本部の設置、廃止等の詳細については、「震災編第4部災害対応体制」に定めるところによる。

第2 火山観測体制

1 国の火山観測体制

気象庁	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所	他の国の機関
【常時観測】 ・地震計 ・GPS ・空振計 ※現地観測 随時 遠望観測 毎日	・地震計 ・傾斜計 ・全磁力計 ・GPS ・潮位計 ・傾斜・歪計 ・電磁気観測 ・地中温度計 ・CO ₂ 土壌ガス	・地震計 ・傾斜計 ・電磁気観測 ・歪計 ・地中電界変動計 ・雨量計 ・気圧計 ・風速計 ・重力計 ・水位計	産業技術総合研究所、国土地理院、海上保安庁が地殻変動観測、準測定等の観測を実施している。

2 気象庁の実施する火山観測

区分	内容
振動観測	地震計により、火山およびその周辺に発生する火山性地震、火山性微動を観測する。
地殻変動観測	地震計により、火山およびその周辺に発生する火山性地震、火山性微動を観測する。
表面現象の観測	監視カメラ等により、噴煙の状態や噴出物等の観測を行う。また、空振計により、火山噴火等に伴う空気振動を観測する。
その他の観測	磁力計により、マグマの活動等に伴う地磁気の変化を観測する。また、噴気地帯等の噴気温度やガス等を定期的に観測する。

第3 降灰時の対応行動の周知

1 健康被害への予防対策

- ① 外出する際はマスクやハンカチ、もしくは衣服で鼻と口を覆う。
- ② コンタクトレンズは使用せず、眼鏡やゴーグルをかける。
- ③ 可能な限り、常にすべてのドアや窓を閉めておく。

2 交通被害への予防対策

(1) 自動車運転の制限

少量の降灰でも視界が悪くなり、自動車の運転による火山灰の巻き上がりによってさらに条件が悪化する。また、火山灰は自動車の故障原因にもなるため、運転は控える。

(2) 運転の際の注意事項

- ① どうしても運転しなければならない場合は、十分な車間距離を取り、ヘッドライトを点けて徐行運転を心がける。
- ② 乾いた火山灰がフロントガラスに堆積している際にワイパーを使うと、フロントガラスを傷つける可能性があるため、走行中において定期的に停車して、フロントガラスの清掃を行う。
- ③ 火山灰が大量に積もった後には、800 kmから 1,600 kmの走行ごと、もしくは大量の火山灰を浴びた後に、整備工場で清掃する。
- ④ エンジンやラジエーターなどの重要部品まで毎日清掃する。

3 建物被害への予防対策

- ① ドアや窓を閉め、すき間風が入る窓にはテープを張る。
- ② 電化製品にはラップなどでカバーをして、周囲の火山灰が完全に無くなるまでカバーをはずさない。
- ③ 下水がつまらないように、雨どいや配水管を排水溝からはずす。さらに、排水溝もつまらないように、火山灰と水が地面に流れるような状態にする。

4 降灰中の対応

- ① 屋内にとどまり、パニックに陥らず冷静に行動する。
- ② 屋外にいる場合は、避難できる施設を探す。
- ③ 仕事中に火山灰が降り始めてしまった場合には、火山灰が降り止むまで屋内に留まる。

応急・復旧対策

第1 災害時対応体制の確保

1 区災害対策本部の組織・運営

- ① 区長は、非常配備態勢を発令する必要があると認めるときは、本部を設置する。
- ② 本部を構成する部長職（参事を含む、以下同じ）の職にある者は、本部を設置する必要があると認めるときは、災害対策担当部長に本部の設置を要請することができる。
- ③ 災害対策担当部長は、本部設置の要請があった場合、その他の状況により本部を設置する必要があると認めた場合は、本部条例施行規則第3条第1項の副本部長の職にあてられている者と協議のうえ、本部の設置を区長に要請する。
- ④ その他、本部の設置・廃止、本部職員の配置・服務、本部の財務等の詳細については、「震災編第4部災害対応体制」に定めるところによる。

2 庁舎等の保全・機能確保

（1）庁舎等

降灰が予測された場合は、直ちに、窓を閉める、出入口を限定する、全館空調換気システム等を運転停止し、吸排気口を保護するなど、火山灰の建物内への侵入防止措置を実施する。また、停電に備え、非常用電源の確保、非常用発電機への火山灰侵入防止措置などについても実施する。

（2）車両

降灰が予測された場合、不要不急の車両の使用を控え、運行中であれば、速やかに帰庁し、可能な限り地下駐車場などの屋内への移動を実施する。また、必要に応じ、吸気への火山灰侵入防止措置などについても可能な範囲で実施する。

第2 情報の収集・伝達

降灰による被害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携のもと、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。ここでは、降灰情報の伝達および降灰による被害発生時における各防災機関の情報連絡体制、被害状況の把握、火山災害時の広報等について定める。

1 噴火警報等

（1）噴火警報

居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、気象庁火山監視・情報センターから、予想される影響範囲を付した名称で発表される。

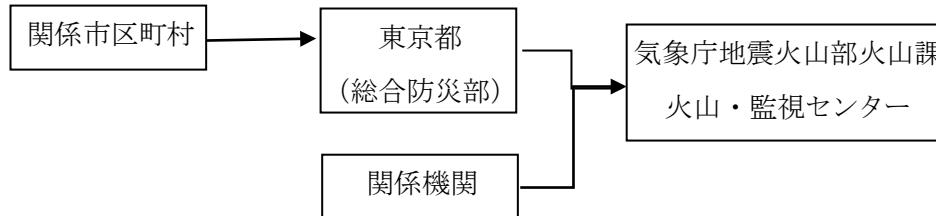
（2）噴火予報

火山活動が静穏な状態が予想される場合に、気象庁火山監視・情報センターから、発表される（なお、噴火警報の解除は、噴火予報として発表）。

2 火山（降灰）情報

- ① 東京都内の降灰の状況は、下記の経路を通じて、気象庁地震火山部火山課火山・監視センターに集約される。

図表 1 - 7 情報受伝達体制



- ② 東京都および各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課火山・監視センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表される。解説資料は、都、区、関係防災機関に伝達される。

図表 1 - 8 火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬または必要に応じ適時発表
週間火山概況	過去1週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎週金曜日
月間火山概況	前1か月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生した時に、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

- ③ 火山現象およびこれに密接に関連する現象についての観測成果ならびにこれに関する状況について、区は次により速やかに情報の伝達を行う。

図表 1 - 9 情報伝達に係る区、関係機関の役割

機関名	役割
区	○降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災区民組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て区民に周知する。

機関名	役 割
都	○都各局は、都総務局から受けた火山活動に関する情報を直ちに関係する所属機関等に通報する。 ○当該火山活動地域に所在する事業所は、収集した情報を各局に通報する。
警視庁	○警視庁は、気象庁との連絡を密にし、火山情報の収集に努める。 ○警視庁は、火山活動に関する重要な情報について、気象庁、都総務局、その他関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに地元警察署、駐在所等を通じて、区民に周知する。
東京消防庁	○火山活動に関する重要な情報について、都本部等から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、ただちに消防署等に一斉通報し、各消防署等は、区民に周知する。 ○降灰等に関する重要な情報について各消防署等から報告を求め、これを都本部等に通報する。
第三管区海上保安本部	○第三管区海上保安本部は、富士山に関する噴火情報や気象情報を入手したときは、船舶に航行警報を発する等関係機関に通報する。
東京航空局	○気象庁等から降灰に関する通報を受けたときは、当該火山の上空および周辺を飛行中の航空機および関係機関に情報を周知する。

3 降灰状況等の報告

降灰に関する調査報告に当たっては、次の報告事項を基本とする。なお、報告に当たっては、可能な範囲で写真等の添付についても配慮する。

- ・降灰の有無・堆積の状況
- ・降灰の程度（層厚等）
- ・被害等の状況
- ・降灰時間
- ・構成粒子の大きさ・特徴等

4 降灰予報

（1）発表基準

噴煙の高さが 3,000m 以上、あるいは噴火警戒レベル 3 相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合とする。

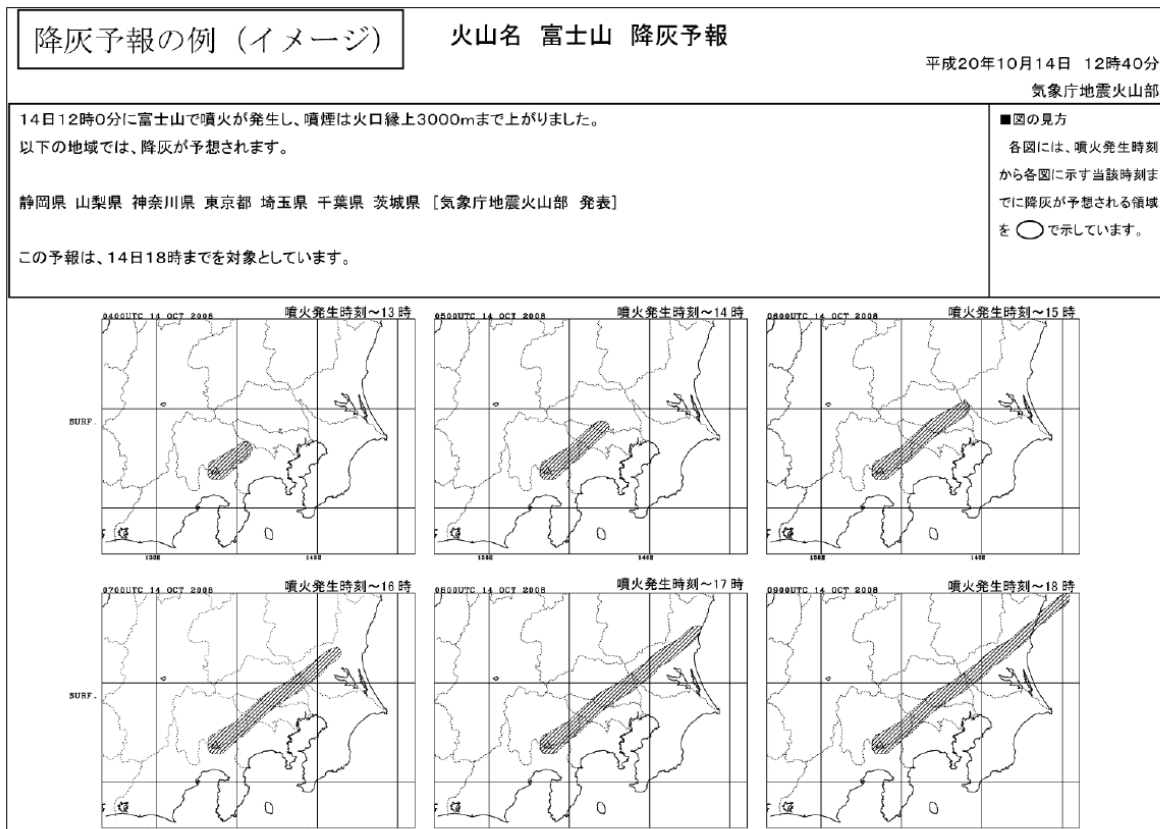
（2）内容

噴火発生から概ね 6 時間後までに降灰が予想される地域とする。

（3）発表時期

第 1 報は噴火の概ね 30～40 分後。噴火の様態や継続状況等を観測して必要に応じ第 2 報を発表。その後も噴火が継続した場合は必要に応じて発表する。

図表1-10 降灰予報の例(富士山)



5 情報連絡体制

「震災編第5部情報通信」に定めるところによる。

6 広報活動

被害の拡大防止、区民生活の早期安定を図るため、次の事項についても積極的に広報を行う。

- ・火山灰の特性および注意事項
- ・降灰による健康被害防止に関すること。
- ・噴火警戒レベルに応じた噴火の状況および安全情報等の提供
- ・除灰に関する事項等
- ・生活不安に係る広報

等

第3 応援協力・派遣要請

降灰により被害を受けまたは受ける恐れがある場合、各防災機関および区民は協力して災害の拡大を防止するとともに、被災者の救助・援護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。応援協力・派遣要請については、「震災編第4部災害対応体制」に定めるところによる。

第4 警備・交通規制

- 降灰による被害発生時には、視界不良や衝突事故などが急増し、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、都と連携し、区民の生命、身体および財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期することが必要である。
- 警備・交通規制については、「震災編第3部安全な交通ネットワークおよびライフライン」に定めるところによる。

第5 避難

- 降灰による避難については、「震災編第7部避難者対策、第8部帰宅困難者対策」に定めるところによる。

第6 救援・救護

- 降灰による救援・救護については、「震災編第7部避難者対策、第8部帰宅困難者対策」に定めるところによる。

第7 交通機関の応急・復旧対策

- 降灰による被害を受けた場合の対策は、「震災編第3部安全な交通ネットワークおよびライフライン」に定めるところによる。

第8 ライフライン等の応急・復旧対策

- 降灰による被害を受けた場合の対策は、「震災編第3部安全な交通ネットワークおよびライフライン」に定めるところによる。なお、都市ガス施設の大半を占めるガス管は、道路下に埋設されているため、降灰の影響を受けない状況にある。

第9 宅地の降灰対策

- 火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や区民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うこととなる。このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。各関係機関は、平時から緊密な情報交換を行う必要がある。宅地に降った火山灰は、所有者または管理者が対応することが原則である。しかし、区民では対応が困難な対策については、区が対応する。
- 宅地等の降灰については、区民自らその除去を行い、区または収集請負業者等がこれを収集する。
- 除灰作業に当たっては、道路の側溝等の詰まりを防ぐため、火山灰を側溝等に流さないよう留意する。

第10 火山灰の収集および処分

1 火山灰の収集・運搬

- ① 火山灰の運搬は、原則として、土地所有者または管理者が行うものとする。
- ② 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとする。
- ③ 宅地等に降った火山灰の運搬については、区が行うものとする。
- ④ 宅地以外に降った火山灰の収集・運搬については、各施設管理者が行うものとする。

2 火山灰の処分・最終処分場の確保

- ① 火山灰の処分の方法については、関係機関との検討を踏まえ、今後詳細に決定する。
- ② 都は、都内で処分場の確保ができない場合に備え、広域的な処分を検討するとともに国に働きかけていくことから、区はこの方針に従うものとする。

